



しんきんの介護保険

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

平成24年5月1日以降保険始期用

介護保険V-CARE

V-CARE

[介護特約付健康長期保険]

原田夏希

この街と生きていく

介護保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

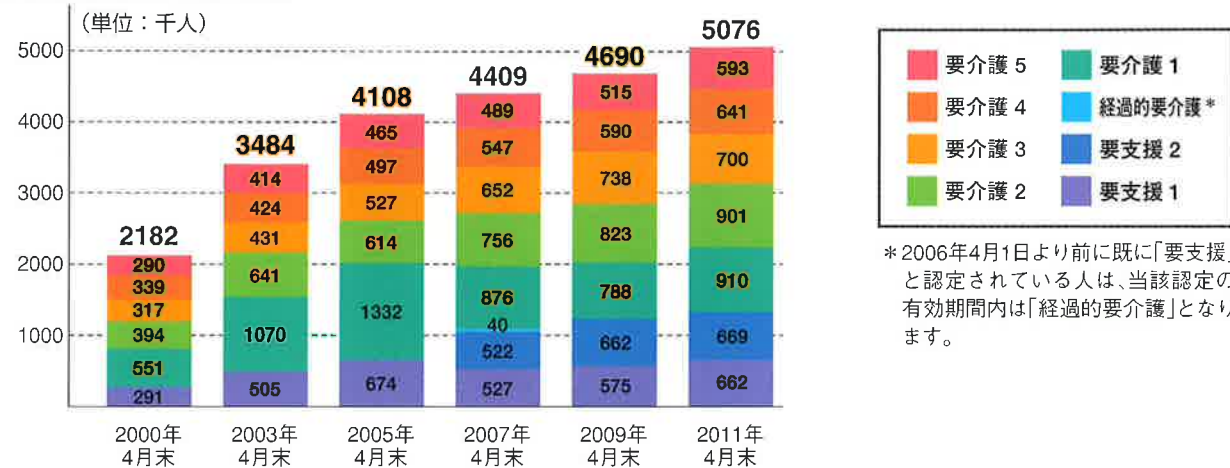
介護は決して他人事ではありません。

どうしますか、 “あなたの介護”。



要介護認定者は大幅に増加しています

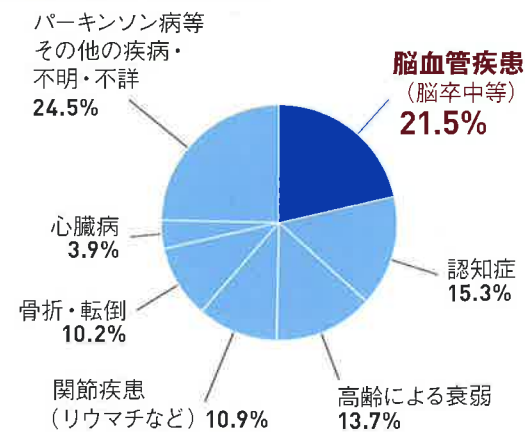
要介護度別認定者数の推移



(出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(2011年4月末現在)」)

介護の原因のトップは 脳卒中等の脳血管疾患です

介護が必要になった原因

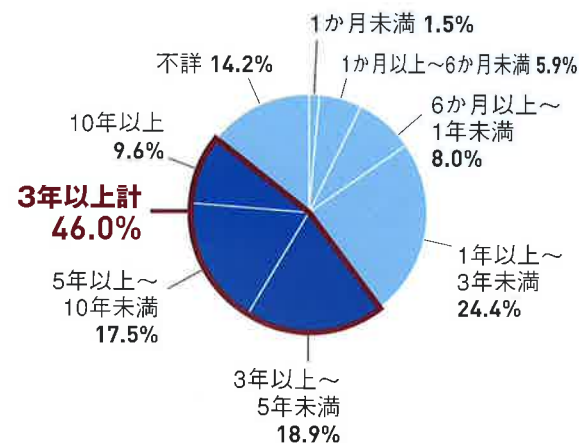


40・50代の働き盛りの方にも
脳卒中の危険はあり
介護は決して高齢者だけの
問題ではありません。

(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査(2010年)」)

介護の期間は 約半数が3年以上です

一日中ベッド上で過ごし介助を要する方の介護期間



介護は長引く可能性があります。

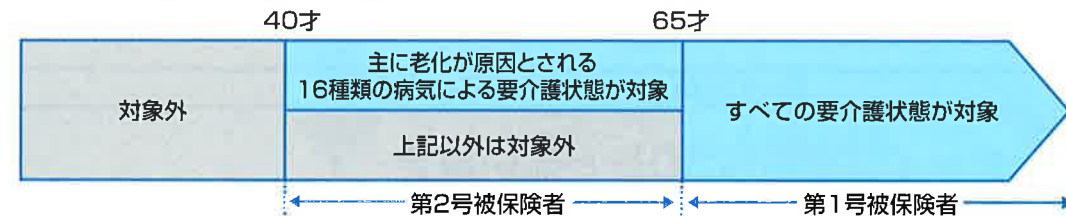
(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査(2010年)」)

ご存知ですか？ 公的介護保険制度

◆公的介護保険では・・・

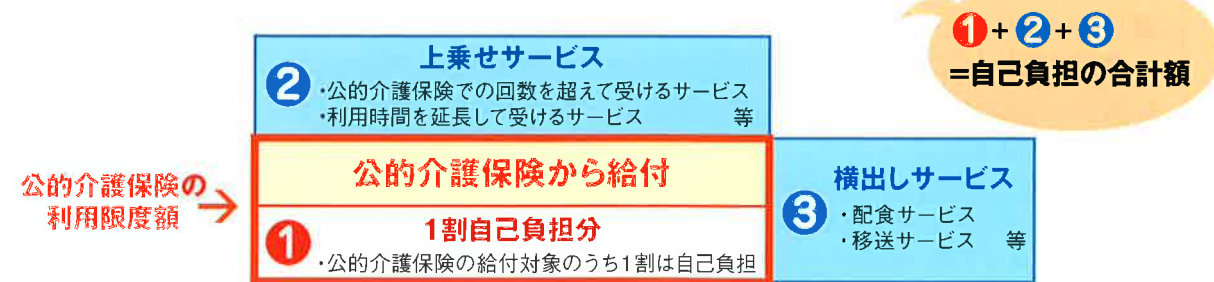
- 公的介護保険制度の被保険者は40才以上ですが、年齢により第1号被保険者(65才以上)と第2号被保険者(40才以上65才未満)に区分されます。
- 公的介護保険では、40才未満の方は給付の対象外です。
- 40才以上の方は被保険者となり、保険料が徴収されますが、40才以上65才未満の方の給付は、脳血管疾患や初老期の認知症、関節リウマチ等、主として老化が原因とされる16種類の病気により介護や支援が必要となったときに限られます。

<公的介護保険と年齢の関係>



公的介護保険の自己負担額は・・・

- 公的介護保険では要介護認定を受けるとサービス(例：訪問介護)が利用できますが、要介護度に応じて利用限度額が設定されています。(公的介護保険ではサービスが提供され、現金の給付はありません。)
- サービスを利用した場合、利用料の1割は自己負担です。
- また、上限を超えてサービス(上乘せサービス)を利用したり、公的介護保険対象外のサービス(横出しサービス)を利用する場合には、利用料の全額が自己負担になります。



<公的介護保険の利用限度額と自己負担額(居宅の場合)>

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用限度額/月	49,700円	104,000円	165,800円	194,800円	267,500円	306,000円	358,300円
自己負担額 ()内は利用限度額まで サービスを利用した場合	サービス利用料の1割(上記①部分)						
	(4,970円)	(10,400円)	(16,580円)	(19,480円)	(26,750円)	(30,600円)	(35,830円)
高額介護(予防) サービス費	1割の自己負担額が世帯合計で、所得に応じて定められた上限額(注)を超えた場合、超えた額が申請により支給されます。 (注)15,000円～37,200円。 例えば、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以上の場合は、世帯の限度額は24,600円となります。						

しんきんの介護保険V-CAREの特長

- 特長① 終身の介護保障**
 ■保険期間は終身です。介護のリスクを一生サポートします。
- 特長② 公的介護保険と連動したわかりやすいお支払い要件**
 ■要介護3以上の認定で保険金を定額でお支払いします。
(公的介護保険の対象外年齢等の場合は、普通保険約款・特約に定める要介護3以上に相当する状態のときにお支払い対象となります)
- 特長③ 介護にかかる費用をしっかり準備**
 ■「介護一時金」で初期にかかる費用に「介護基本保険金」で継続的にかかる費用に備えます。その他にもニーズにお応えするオプションがあります。
- 特長④ フランチャイズ期間は30日と短い設定**
 ■所定の要介護状態が30日を超えて継続した場合、お支払い対象となります。
※90日、180日に設定することも可能です。
- 特長⑤ 所定の要介護状態が続く間は保険料はいただきません**
 ■介護一時金または介護基本保険金を支払うべき要介護状態となられた場合は、その要介護状態が続く限り保険料はいただきません。
- 特長⑥ 選べる払込方法**
 ■「しんきんメンバーズ保険(集団扱・月払)」は、信用金庫の会員のお客さまを対象としており、分割割増なしの保険料でご加入いただけます。
 ■契約時に年払保険料を一括して払い込む「全期前納払」(*)もご選択いただけます。
※信用金庫の会員のお客さまが「全期前納払」を選択された場合には、「しんきんメンバーズ保険(集団扱・月払)」とはなりません。
 ※代理店によっては、払込方法が選択できない場合もあります。

(1)しんきんメンバーズ保険は信用金庫の会員等の方をご契約者として、一般社団法人全国信用金庫協会を集金者とする集団扱(月払)となります。
 (2)しんきんメンバーズ保険に加入できるのは、それぞれ以下に該当する場合となります。
 <保険契約者>信用金庫の個人会員ご本人
 <被保険者(補償の対象者)>保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者の同居の親族、保険契約者の別居の扶養親族
 ※法令上、保険契約者・被保険者(補償の対象者)となれるお客さまに制限が課されています。当金庫でのお取り扱いが可能かどうか確認するため、お客さまが当金庫の会員であること、およびご勤務先等を確認させていただきますのでご了承ください。当該集団から脱退され引き続き契約をご継続される場合には、当該保険年度の未払込保険料を一括してお払込みいただくほか、翌保険年度以降の保険料払込方法および保険料の変更が生じます。集団扱契約については、脱退されたり、定足数割れ(集団扱全体で当社ご契約者数が10名未満となること)となった場合には、保険料およびお払込み方法を変更させていただくことがあります。

介護にかかる主な費用は、2つ。



目次 このパンフレットの内容

<p>① V-CARE の仕組みをご説明します。……………5</p> <p>② 保険金のお受取例をご説明します。……………6</p> <p>③ このような場合には保険金をお支払いしません。…6</p> <p>④ Q&A V-CARE 関連のご質問にお答えします。…7~9</p>	<p>⑤ 保険金ご請求手続と生活サポートサービスについて …10</p> <p>● 重要事項のご説明 ……11~裏表紙</p> <p>● 用語のご説明 ……裏表紙</p>
---	---

詳しくは次ページ以降をご覧ください。▶

1 介護保険V-CAREの仕組みをご説明します。

介護が必要となったとき「初期にかかる費用」「継続的にかかる費用」は基本の補償で、「その他のご要望」はオプションの補償でしっかりサポートします。

基本の補償

要介護状態が30日*1を超えて継続した場合に、介護一時金と介護基本保険金をお支払いします。介護基本保険金は、要介護状態が続く限りお支払いします。しかも、要介護状態が続く間は、保険料はいただきません。

保険金をお支払いする要介護状態とは

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態、または普通保険約款・特約に定める要介護3以上に相当する状態をいいます。詳しくは「重要事項のご説明 契約概要のご説明 1.(2) 補償内容」(11ページ)をご覧ください。



基本の補償は、介護一時金または介護基本保険金のどちらか一方のみの設定とすることも可能です。

オプションの補償

別途保険料をいただくことで、さまざまなご要望にお応えできるオプションもセットできます。



*1 V-CAREでは、所定の要介護状態が一定期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いしますが、その一定期間をフランチャイズ期間といいます。30日以外に90日、180日の設定も可能です。介護基本保険金については所定の要介護状態がこの期間を超えて継続した場合、1日目からお支払いします。

*2 代理店によっては、本オプションを取り扱っていない場合もあります。

2 保険金のお受取例をご説明します。

ご契約例 (フランチャイズ期間は30日)	ご契約例の月払保険料			
	加入年齢	保険料払済年齢	男性	女性
介護一時金額……………	40万円			
介護基本保険金額……………	30万円(年額)			
継続介護支援保険金額……………	30万円			
回復祝金額……………	30万円			
	30才	60才	2,200円	3,790円
	40才	65才	3,130円	5,500円
	50才	70才	4,780円	8,460円

お受取例

上記のご契約例は一例です。(その他のセット、保険料については別紙「保険料表」をご覧ください。)



(注) 要介護状態の日数に応じて、1日につき介護基本保険金額(年額)÷365(円単位に切り上げ)をお支払いします。

お受取金額のイメージ

要介護状態が10年6か月間継続した場合		要介護状態が5年6か月間継続し回復した場合	
介護一時金……………	40万円	介護一時金……………	40万円
介護基本保険金×10.5年……………	315万円	介護基本保険金×5.5年……………	165万円
継続介護支援保険金×10回……………	300万円	継続介護支援保険金×5回……………	150万円
		回復祝金……………	30万円
	合計 655万円		合計 385万円

3 このような場合には保険金をお支払いしません。

下記の事由により保険金支払事由が生じた場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故
- ・原因がいかなるときでも頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
- ・自動車等の無資格運転または酒酔い運転等
- ・麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用
- ・アルコール依存・薬物依存または薬物乱用
- ・先天性異常

- ・保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがない場合についても保険金をお支払いしません。ただし、保険責任の始期*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。

*1 保険料をお払込みいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。

*2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約ならびに本パンフレットの「重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明 4. 保険金をお支払いしない主な場合」(15ページ)をご確認ください。

4 Q&A 介護保険V-CARE 関連のご質問にお答えします。

介護保険V-CARE

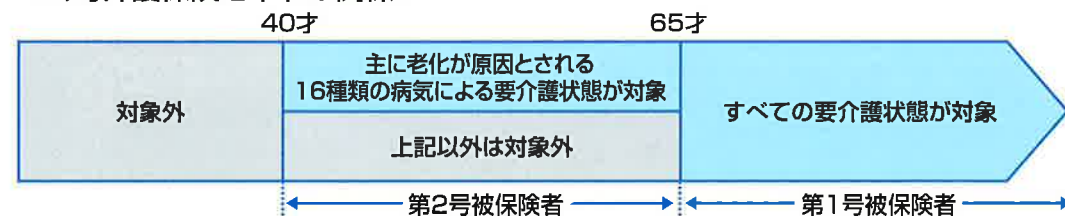
公的介護保険について (平成24年3月現在)

Q1 公的介護保険では、すべての人が給付の対象となりますか？

年齢により給付対象が異なりますので、すべての人が給付対象となるわけではありません。

- 公的介護保険制度の被保険者は40才以上ですが、年齢により第1号被保険者(65才以上)と第2号被保険者(40才以上65才未満)に区分されます。
- 公的介護保険では、40才未満の方は給付の対象外です。
- 40才以上の方は被保険者となり、保険料が徴収されますが、40才以上65才未満の方の給付は、脳血管疾患や初老期の認知症、関節リウマチ等、主として老化が原因とされる16種類の病気により介護や支援が必要となったときに限られます。

<公的介護保険と年齢の関係>

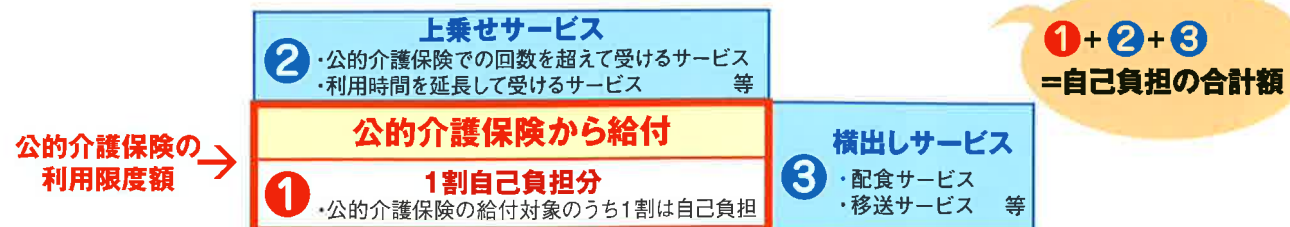


なお、V-CAREでは、40才未満の方や40才以上65才未満の方で公的介護保険の給付対象とならない場合でも、普通保険約款・特約に定める要介護状態*に該当すれば補償の対象となります。

*詳しくは、「重要事項のご説明 契約概要のご説明1.(2)補償内容」(11ページ)をご参照ください。

Q2 公的介護保険の自己負担の仕組みは？

- 公的介護保険では要介護認定を受けるとサービス(例:訪問介護)が利用できますが、要介護度に応じて利用限度額が設定されています。(公的介護保険ではサービスが提供され、現金の給付はありません。)
- サービスを利用した場合、利用料の1割は自己負担です。
- また、上限を超えてサービス(上乗せサービス)を利用したり、公的介護保険対象外のサービス(横出しサービス)を利用する場合には、利用料の全額が自己負担になります。



<公的介護保険の利用限度額と自己負担額(居宅の場合)>

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用限度額/月	49,700円	104,000円	165,800円	194,800円	267,500円	306,000円	358,300円
自己負担額 ()内は利用限度額までサービスを利用した場合	サービス利用料の1割(上記①部分)						
	(4,970円)	(10,400円)	(16,580円)	(19,480円)	(26,750円)	(30,600円)	(35,830円)
高額介護(予防)サービス費	1割の自己負担額が世帯合計で、所得に応じて定められた上限額 ^① を超えた場合、超えた額が申請により支給されます。 (注)15,000円~37,200円。 例えば、世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以上の場合は、世帯の限度額は24,600円となります。						

ご加入時・ご加入後について



Q3 加入時に医師の診査は必要ですか。

医師の診査は不要ですが、健康状況を告知いただけます。

健康状況告知はお引受の判断のために重要な事項ですので、事実をありのまま正しくもれなく告知いただくようお願いいたします。告知内容が事実と相違する場合は、告知義務違反としてご契約が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは「重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明2.告知義務等」(14ページ)をご参照ください。

Q4 保険料の払込方法にはどのようなものがありますか。

- 会員のみなさま
以下の払込方法が選択可能です。
①しんきんメンバーズ保険(集団扱・月払)
②全期前納払
- 会員以外のみなさま
「全期前納払」のみ可能です。



- (1)しんきんメンバーズ保険は信用金庫の会員等の方をご契約者として、(社)全国信用金庫協会を集金者とする集団扱(月払)となります。
- (2)しんきんメンバーズ保険に加入できるのは、それぞれ以下に該当する場合となります。

<保険契約者>信用金庫の個人会員ご本人
<被保険者(補償の対象者)>保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者の同居の親族、
保険契約者の別居の扶養親族

※法令上、保険契約者・被保険者(補償の対象者)となれるお客さまに制限が課されています。当金庫でのお取扱いが可能であるかどうか確認するため、お客さまが当金庫の会員であること、およびご勤務先等を確認させていただきますのでご了承ください。当該集団から脱退され引き続きご契約をご継続される場合には、当該保険年度の未払込保険料を一括してお払いいただくほか、翌保険年度以降の保険料払込方法および保険料の変更が生じます。集団扱契約については、脱退されたり、定数割れ(集団扱全体で当社ご契約者数が10名未満となること)となった場合には、保険料およびお払い方法を変更させていただくことがあります。

Q5 保険料払込期日までに保険料の支払いができなかった場合、契約はどうなりますか。

- 払込猶予期間までに分割保険料をお払いいただけない場合には、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は失効します。失効日以降に保険金支払事由または保険金支払事由の原因が生じた場合は、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
- 失効日から3年以内であれば、健康状況の告知等、所定のお手続により契約を復活し補償を再開いただくことが可能ですが、健康状況等によっては復活できない場合があります。

詳しくは「重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明 6.保険料の払込猶予期間等の取扱い」(15ページ)をご参照ください。



4 Q&A 介護保険ガイデア V-CARE 関連のご質問にお答えします。

ご加入時・ご加入後について

Q6 解約したら保険料は戻ってきますか。

- 保険金をお支払いしている場合等解約返れい金をお支払いできない場合や、未払込みの分割保険料を請求させていただく場合があります。
 - また、本保険には健康祝金を除き「低解約返還特約」がセットされており、解約された場合には、被保険者の年齢や未経過期間等により計算された金額(注)に低解約返還割合(30%)を乗じた金額を返還しますので、解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計よりも大幅に少なくなります。
- (注)既にお払込みいただいた保険料のうち、将来の保険金等の支払いに充当するために積み立てられている金額。

詳しくは「重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明7.解約・解除・失効等返れい金」(15~16ページ)をご参照ください。

保険金のお支払いについて

Q7 自分が要介護状態となり、保険金請求手続きができなくなった場合、家族が保険金を請求できますか？

重い障害状態となり意思能力を喪失した場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、配偶者など当社が定める条件を満たした方が保険金請求を行う「代理請求」が可能です。

代理請求が可能な方は次のとおりです。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ② ①がいない場合、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①②がいない場合、上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族



詳しくは「重要事項のご説明 その他のご説明 3.保険金をお支払いする場合に該当したときの手續」(17~18ページ)をご参照ください。

5 保険金ご請求手続と生活サポートサービスについて

万一、保険金をお支払いする場合に該当されたときのお手続について

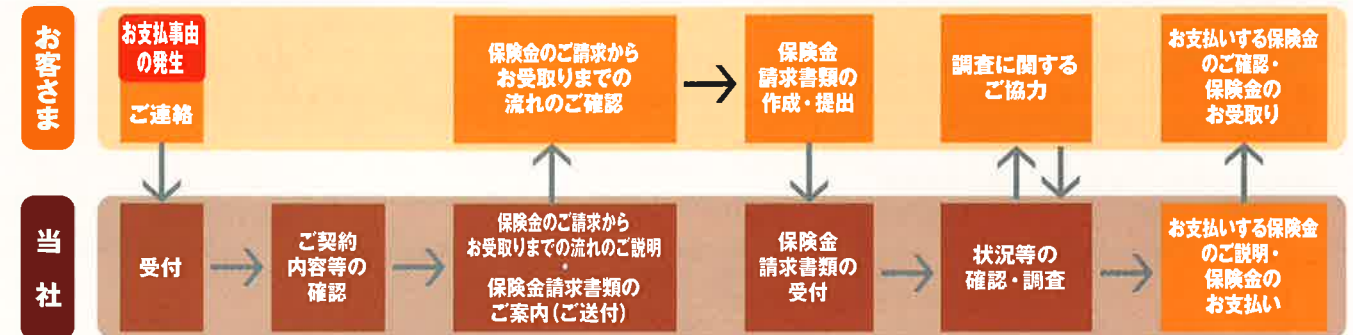
万一、保険金をお支払いする場合に該当されたら

保険金請求のご連絡は、
取扱代理店
または事故受付センターへ。

事故は いち早く
三井住友海上へのご連絡は
当社24時間365日受付サービス **0120-258-189** (無料)へ

保険金のご請求からお受取りいただくまで

当社にご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。保険金をお受取りいただくまでのおおまかな流れは次のとおりです。万一の際は、当社よりあらためてご説明いたしますので、詳しくは当社までお問い合わせください。



生活サポートサービス 介護に関するサービスや日常生活に役立つサービスを電話にてご利用いただけます。 **ご相談無料**

健康・医療 年中無休 24時間対応

- 健康・医療相談 (医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス (各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談 (医師相談は予約制)

介護 年中無休 24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

暮らしの相談 平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談 (法律相談)
- 暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象外となります。また、当社保険に関連するご相談は、取扱代理店またはお客様デスクにお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス 平日10:00~17:00

- 子育て相談 (12才以下)
- 暮らしの情報提供 (冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

WEB

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

健康・介護ステーション URL : <http://www.ms-ins.com/kenko-kaigo/index.html>

- * サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご契約後にお届けする普通保険約款等をご覧ください。
- * 平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月~金をさします。
- * お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- * 本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「V-CARE」 (介護特約付健康長期保険)を ご契約いただくお客さまへ 重要事項の ご説明

この書面(11ページ～裏表紙)は、保険申込書に添付されている説明書類と同じ内容です。この書面では「V-CARE」(介護特約付健康長期保険)に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご契約の内容は、健康長期保険普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

*保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。
*この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が所定の要介護状態*となった場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方は次のとおりです。
*詳細は(2)★1【要介護状態】をご参照ください。

被保険者としてご加入いただける方 始期日時点で当社の定める範囲内の年齢^(注)の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(注) 始期日における満年齢となります(なお、ご契約後の年齢は、始期日の満年齢に始期日の年単位の応当日ごとに1才を加えて計算します。)

(2) 補償内容

主な保険金について「保険金をお支払いする場合」は次のとおりです(その他の保険金は「**その他のご説明**」の「6. 主な保険金・特約一覧」(18ページ～裏表紙)をご参照ください。)。保険金をお支払いしない主な場合については、「**注意喚起情報のご説明**」の「4. 保険金をお支払いしない主な場合」(15ページ)をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
介護基本保険金	要介護状態*1となり、その要介護状態が支払対象期間*2開始日からフランチイズ期間を超えて継続した場合 ただし、要介護状態のうち下記要介護状態Bに該当した場合で、要介護状態Bがフランチイズ期間を超えて継続するまでに公的介護保険制度に基づく要介護2以下または要支援の認定の効力が生じた場合を除きます。	支払対象期間1日につき、(介護基本保険金年額÷365)*をお支払いします。*円単位に切り上げ
介護一時金		介護一時金額の全額をお支払いします。 ただし、 保険期間 を通じて1回に限りです。

★1【要介護状態】とは次のいずれか(要介護状態Aまたは要介護状態B)に該当する状態をいいます。

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態(要介護状態A)
- 次の①および②のいずれにも該当する状態(要介護状態B)。ただし、被保険者が公的介護保険制度の被保険者である場合に、正当な理由がなく要介護認定等の申請を行っていないときは要介護状態Bとしての取扱いは行いません。
 - 次のいずれかの行為の際に<別表1>に規定する状態であること
ア. 歩行 イ. 寝返り ウ. 立ち上がり エ. 入浴 オ. 排せつおよび食事
 - 次のいずれかの状態にあるため、他人の介護が必要であること
ア. 排せつまたは食事の際に<別表2>に規定する状態
イ. 認知症により<別表3>に規定する問題行動が2項目以上見られる状態

<別表1>

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身 ^(注) ができない。 (注) 洗身 スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいいます。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末 ^(注) も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。

<別表2>

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末 ^(注) をすることができない。ただし、自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合でも、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含みます。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。
食事	自分では食事を摂取することができない ^(注) 。 (注) 食事を摂取することができない 小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。

<別表3>

(1) ひどい物忘れがある。	(12) 目的もなく動き回ることがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。	(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。	(14) 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。	(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくるがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。	(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。	(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。	(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。	(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。	(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。	

★2【支払対象期間】とは次の支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。

支払対象期間開始日	・要介護状態Aの場合は、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定の効力が発生した日 ・要介護状態Bの場合は、その状態であることを医師が診断した日
支払対象期間終了日	次に掲げる日のうちいずれか早い日とします。 ・要介護状態Aに該当していた場合は、要介護状態Aではなくなった日 ・要介護状態Bに該当していた場合は、要介護状態Bではなくなった日または公的介護保険制度に基づく要介護2以下または要支援の認定の効力が生じた日 ・支払限度期間を設定した場合は、支払対象期間開始日から支払限度期間を経過した日

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる主な特約は次のとおりです(その他の特約は、「**その他のご説明**」の「6. 主な保険金・特約一覧」(18ページ～裏表紙)をご参照ください。)。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特約名	特約の説明
継続介護支援保険金支払特約 (介護特約用)	要介護状態*1となり、支払対象期間*2開始日の年単位の応当日*において、支払対象期間が継続している場合に1回の支払につき、継続介護支援保険金額の全額をお支払いします。 *支払対象期間開始日を除きます。
回復祝金支払特約 (介護特約用)	要介護状態*1となり、介護基本保険金の支払を開始した後に、要介護状態からの回復によって支払対象期間*2が終了した場合に回復祝金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回に限りです。
軽度介護一時金支払特約 (介護特約用)	軽度介護一時金支払特約では、介護基本保険金や介護一時金をお支払いする場合には該当しない、下記の場合に保険金をお支払いします。 次のいずれかの状態に該当し、その状態の開始日からその日を含めてフランチイズ期間を超えて次のいずれかの状態が継続した場合に軽度介護一時金額の全額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて1回に限りです。 ① 軽度要介護状態*3 ② 要介護状態*1 ただし、フランチイズ期間を超えて継続する日において②の場合は、 介護基本保険金および介護一時金が支払われないことを確認できたとき* に限りです。 *要介護状態がそのフランチイズ期間を超える前に回復したとき等

★3【軽度要介護状態】とは次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 公的介護保険制度に基づく要支援2、要介護1または要介護2の認定を受けた状態(軽度要介護状態A)
- 次のいずれかに該当する状態。ただし、要介護状態に該当する場合は除きます。(軽度要介護状態B) また、被保険者が公的介護保険制度の被保険者である場合に、正当な理由がなく要介護認定等の申請を行っていないときは軽度要介護状態Bとしての取扱いは行いません。
 - 入浴時、浴槽の縁をまたぐ際に、介護者が抱える、支える、手を貸す等の介助が必要な状態または入浴を行うことができない状態であり、次のいずれかに該当する状態
ア. 寝返りをする際、ベッド柵、ひも、バーまたはサイドレール等につかまらなければできない状態または他人の介護なしにはできない状態
イ. 5m程度の歩行について、杖や歩行器等を使用するまたは壁を手で支えながらできない状態または何かにつかまっても支えられなくてもできない状態
 - 認知症により、<別表3>に規定する問題行動が4項目以上見られる状態

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、終身(被保険者が亡くなるまで)です。お客さまに実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約いただく**保険金額**については、被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。なお、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご了承ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまに実際にご契約いただく**保険金額**については、保険申込書の**保険金額欄**(セットでお申し込みいただく場合は、保険申込書裏面の**セット内容一覧表**)、普通保険約款・特約にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額、被保険者の年齢・性別、保険料払込期間等によって決定されます。お客さまに実際にご契約いただく**保険料**については、保険申込書の**保険料欄**にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法等について

(1) 保険料の払込方法

・複数の回数に分けて払い込む分割払(年払・月払)と、分割払(年払)の保険料をご契約時に一括して払い込む方法(全期前納払)があります。
・分割払(月払)の場合には、保険料が割増となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方式

払込方式については、口座振替方式等があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3) その他の保険料払込方法・払込方式

保険契約者の勤務する企業等を通じて保険料を払い込む団体扱や集団扱もあります。ただし、団体扱および集団扱による保険料のお払込みにあたっては、保険契約者、被保険者に関する一定の条件を満たす必要があります。詳細は、**【その他のご説明】**の「1. (4) 団体扱・集団扱契約」(17ページ)をご参照ください。

(4) 保険料払込期間*1

保険料払込期間*1は5年以上の整数年で、かつ保険料払込済年令*2が85才以下の範囲で設定していただくことができます。

*1 保険料払込期間とは、(保険料払込済年令*2-始期日)における被保険者の年令をいいます。

*2 保険料払込済年令とは、保険料のお払込みを行う最後の**【保険年度】**の翌保険年度の初日における被保険者の年令をいいます。

全期前納払の場合は、保険料払込期間を10年間*とし、10年間の年払保険料をご契約時に一括してお払込みいただけます。

* 保険証券にも表示します。

(5) 保険料払込免除

保険料払込期間中に被保険者が介護基本保険金または介護一時金を支払うべき要介護状態となった場合、支払対象期間開始日以降に到来するその保険年度の**【保険料払込期日】**に払い込むべき保険料を免除*します。その後の保険年度については、その保険年度の始期日当日において継続して要介護状態である場合に、その保険年度に払い込むべき保険料を免除します。

(注) 支払対象期間開始日からフランチャイズ期間を経過するまでの間に**【保険料払込期日】**に保険料をお払込みいただきます。要介護状態が支払対象期間開始日からフランチャイズ期間を超えて継続した場合には、お払込みいただいたその保険料を返還します。

* 全期前納払または保険期間の途中で将来の保険料を前納された場合は、前納された保険料のうち、保険料払込免除期間が開始する日以降に**【保険料払込期日】**が到来する部分に相当するとして計算した金額を返還します。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約・解除・失効等返れい金の有無

ご契約の**【解約・解除・失効等】**に際しては、**【返れい金】**をお支払いします。ただし、返れい金をお支払いしない場合もあります。また、解約日等までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料がある場合には、追加のご請求をさせていただくか、返れい金から差し引いてお支払いさせていただくことがあります。詳細は、**【注意喚起情報のご説明】**の「7. 解約・解除・失効等返れい金」(15～16ページ)をご参照ください。

注意喚起情報 のご説明

保険契約者にとって不利益になる事項等、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。
ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、**【普通保険約款・特約】**でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1) クーリングオフ

「保険契約者が個人」で、かつ「**【保険期間】**が1年超」の場合には、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。この保険は、長期にわたるご契約となりますので、お申込みに際しましては、十分にご検討いただけますようお願いいたします。

- 営業または事業のためのご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 「通信販売特約」に基づき申し込まれたご契約
- 質権が設定されたご契約

(2) お申しいただける期間

ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
(注) 既に**【保険金】**をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、**【保険金】**をお支払いします。

(3) お申出の方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に当社(お客さまデスク クーリングオフ係)あてに必ず郵送にて行ってください。

(注) 取扱代理店・仲立人ではクーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

(4) クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた**【保険料】**はお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における**【保険金】**の支払責任を保険会社が負っていることから、**【始期日】**(始期日以降に**【保険料】**が払い込まれたときは、当社が**【保険料】**を受領した日)から解除日までの期間に相当する**【保険料】**を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面 [宛先]	裏面 [記載事項]
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center; font-weight: bold;">1 0 4 8 2 5 2</div> <p>東京都中央区新112-27-2</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出 ② 保険契約者住所 ③ 保険契約者氏名・押印 ④ 電話番号 ⑤ 契約申込日 ⑥ 申し込まれた保険の種類 ⑦ 証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号 ⑧ 取扱代理店名・仲立人名

2. 告知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務—保険申込書記載上の注意事項)

特にご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に**【危険】**に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。
【保険申込書】に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約を解除し、**【保険金】**をお支払いしないことがありますので、**【保険申込書】**の記載内容を必ずご確認ください。
【V-CARE】のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

- ① 被保険者の「生年月日」「年令」「性別」
- ② 被保険者の健康状況
- ③ 他**【保険契約等】**に関する情報

【健康状況告知について】

- ・ 被保険者の健康状況に関する質問事項(健康状況告知質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、**【保険申込書】**の「健康状況告知欄」に、必ず被保険者ご自身または親権者*がご記入のうえ、「ご署名」ください。
*告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方がご回答ください。
- ・ 健康状況告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、告知義務違反としてご契約が解除され、**【保険金】**をお支払いしないことがあります(既に**【保険金】**をお支払いしている場合でも、**【保険金】**をお返しいただけます。)。ただし、「**【保険金支払事由】**」と「**【解除の原因となった事実】**」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、**【保険金】**をお支払いします。
- ・ ご契約をお引き受けした場合でも、**【保険責任の始期(補償の開始時期)*1】**より前に発病した病気(発病時期は**【医師の診断】***2によります。)または発生した事故によるケガによって**【保険金支払事由】**が生じた場合には**【保険金】**をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがないときについても**【保険金】**をお支払いしません。ただし、**【保険責任の始期(補償の開始時期)*1】**から2年を経過した後に**【保険金支払事由】**が生じた場合には**【保険金】**をお支払いすることがあります。
*1 保険料をお払込みいただけなかったことにより失効した**【保険契約】**が復活した場合は「復活した時」とします。
*2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- ① 他**【保険契約等】**で、過去3年以内に合計して5万円以上**【保険金】**を請求または受領されたことがある場合は、**【保険申込書】**の**【保険金請求履歴】**にその内容を必ず記載ください。
- ② **【保険金受取人】**については特約に定めるとおりであり、変更はできません。
- ③ **【保険料の払込方法】**が**【団体扱・集団扱】**の場合で、**【団体または集団】**から**【脱退(ご退職等)】**されるときは、遅滞なく取扱代理店または当社へご連絡ください。
- ④ **【保険契約者の住所等】**を変更される場合は、遅滞なくご連絡いただく必要があります。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、**【保険金】**をお支払いする場合に該当されたら

保険金請求のご連絡は、取扱代理店または事故受付センターへ!

当社24時間365日受付サービス

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日9:15～17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

【青色の文字の用語については、用語のご説明(裏表紙)をご参照ください。】

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料をお払込みいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。

保険料は、保険料のお払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払込みください。保険期間が開始した後であっても、始期日から取扱代理店・当社が保険料を領収するまでの間または保険料をお払込みいただけなかったことにより保険契約が失効している間に保険金支払事由に該当していた場合、または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

この保険では、次のいずれかに該当する事由により生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」に記載されておりますのでご確認ください。

介護基本保険金	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 地震・噴火またはこれらによる津波 ● 戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故 ● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
介護一時金	● 自動車等の無資格運転または酒酔い運転等 ● 麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用 ● アルコール依存・薬物依存または薬物乱用 ● 先天性異常

【ご注意】
 保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は医師の診断*2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがなくとも保険金をお支払いしません。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後には保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。
 *1 保険料をお払込みいただけなかったことにより失効した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。
 *2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

- (1) 保険料を分割してお払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間(保険料払込期日の属する月の翌末日)までに分割保険料のお払込みがない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日から保険契約は失効し、それ以降に保険金支払事由または保険金支払事由の原因が生じた場合は保険金をお支払いしません。団体扱、集団扱の場合は、あらかじめ団体・集団との間で定められた所定の期日、払込方式等によります。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (2) 保険契約が失効した場合でも、失効した日から3年以内であれば、所定の手続により、保険契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状況告知書を提出していただけます。ただし、返れい金を請求された場合や健康状況によってはご契約の復活ができない場合があります。
- (3) 団体扱、集団扱以外の分割払で、初回保険料を口座振替でお払込みいただく場合、保険料は保険期間が開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
 <初回保険料の引落とし前に保険金支払事由が発生した場合の取扱い>
 原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料をお払込みください。当社にて初回保険料のお払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。
- (4) 団体扱契約、集団扱契約については、脱退(ご退職等)されたり、定足数割れ(団体扱、集団扱全体で当社の保険契約者数が10名未満となること)により集金契約が解除となった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお払込みいただくことがあります。また、翌保険年度からの払込方法の変更手続が必要となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

7. 解約・解除・失効等返れい金

特にご注意ください

- (1) ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。お支払いする解約返れい金については(2)(3)をご確認ください。
- (2) 本保険には健康祝金を除き「低解約返還特約」がセットされており、「低解約返還期間(保険期間)」中の返れい金の額は、被保険者の年齢や未経過期間等により計算された金額*に低解約返還割合(30%)を乗じた金額となります(全期前納払のご契約の場合は、前納された年払契約の保険料のうち、解約日以降に保険料払込期日が到来する部分に相当する金額もあわせて返還します。)。したがって、解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。なお、この取扱いは解約だけでなく、保険契約の解除・失効等によりご契約が終了した場合も同様です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 *既にお払込みいただいた保険料のうち、将来の保険金等の支払いに充当するために積み立てられている金額をいいます。
- (3) 保険期間中*に解約や解除、被保険者の死亡等により、ご契約が終了した場合、返れい金をお支払いします。ただし、次表の場合等、返れい金をお支払いしないことがあります。また、お払込みいただくべき保険料がある場合には、その保険料を請求させていただくか、返れい金から差し引いてお支払いさせていただくことがあります。
 なお、特約終了後に、これらの特約における保険金支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。
 *健康祝金の場合は、特約保険期間中になります。

特約	返れい金をお支払いしない場合
介護特約 (介護基本保険金・介護一時金)	解約・解除・失効・被保険者の死亡等による契約の終了が、介護基本保険金の支払対象期間中である場合 (注)介護一時金のみセットしている契約で、介護一時金をお支払いした場合、介護特約は終了し、返れい金はお支払いしません。
継続介護支援保険金支払特約 (継続介護支援保険金)	
回復祝金支払特約 (回復祝金)	・解約・解除・失効・被保険者の死亡等による契約の終了が、介護基本保険金の支払対象期間中である場合 ・回復祝金をお支払いし、この特約が終了する場合
健康祝金支払特約 (健康祝金)	・介護基本保険金または介護一時金をお支払いし、この特約が終了する場合 ・健康祝金をお支払いし、この特約が終了する場合
軽度介護一時金支払特約 (軽度介護一時金)	・軽度介護一時金をお支払いし、この特約が終了する場合

- (4) 支払限度期間を設定したご契約について、介護基本保険金・介護一時金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から支払限度期間を経過した日まで継続した場合においてもご契約は終了します。この場合、返れい金はお支払いしません。
- (5) 介護基本保険金をセットしていない契約において介護一時金をお支払いした場合、介護特約のほか、この契約にセットされた特約は支払対象期間開始日に遡及して終了します。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等のご契約者の保護について>(平成24年3月現在)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等、保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回ることがあります。また、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

9. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

特にご注意ください

現在のご契約について解約、減額等の契約内容変更をされる際には、不利益となる事項があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額等をされる場合の不利益事項
 - ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約されたときの解約返れい金は全くないか、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(介護特約付健康長期保険)をお申込みされる場合のご注意事項
 - ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況等によりご加入いただけない場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険責任の始期前に保険金支払事由の原因が生じていた場合には保険金をお支払いしないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、一般的に現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が現在のご契約と異なる場合があります。

10. 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

- (1) 保険契約のお申込みの有無は、保険加入以外の金融機関のお取引には影響ありません。
- (2) 保険契約は、預金ではありません。また、預金保険機構の対象でもありませんのでご注意ください。
- (3) お客さまから当社または取扱代理店にお振込みいただきました保険料については、保険料領収証の発行を省略させていただきます。保険料領収証が必要な場合には取扱代理店または当社までご連絡ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】
 平日 9:00～20:00
 土日・祝日 9:00～17:00
 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、保険金をお支払いする場合に該当されたら

保険金請求のご連絡は、取扱代理店または事故受付センターへ!

当社24時間365日受付サービス

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日9:15～17:00
 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みください。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、**普通保険約款・特約**でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- 保険料領収証の発行
保険料をお申込みいただきますと、団体扱契約、集団扱契約の場合を除き、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- 取扱代理店の権限
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、契約締結権および告知受領権を有しており、保険契約の締結・告知の受領・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ご契約条件について
被保険者の年齢や健康状況等によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 団体扱・集団扱契約
団体扱・集団扱でご契約いただく場合には、団体扱・集団扱特約をセットしていただきます。

特にご注意ください

①団体扱でご契約される場合

■団体扱・集団扱特約をセットできるのは次の条件を満たす場合に限ります。

団体扱・集団扱特約をセットできる場合	
被保険者	①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③「保険契約者または配偶者」の同居の親族 ④「保険契約者または配偶者」の別居の扶養親族

■なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。その際、**保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお払込みいただく**ことがあります。また、翌保険年度からの払込方法の変更手続きが必要となりますので、あらかじめご了承ください。退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において当社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と当社との間で締結している集金契約が解除される場合

②集団扱でご契約される場合

■団体扱・集団扱特約をセットできる条件は、集団の種類によって異なります。なお、セットできる条件を満たしていることを確認できる書類を**保険申込書**とあわせてご提出いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- 保険証券の確認・保管
お届けする保険証券(注)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
(注) 保険契約が復活した場合には、改めて保険証券は発行しません。
- 被保険者による解約請求
被保険者が保険契約者以外の方である場合、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または**保険金**を受け取るべき方に次のいずれかに該当する行為があった場合
・ 当社に保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③他の保険契約等との重複により、**保険金額**等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求められます。その際は被保険者ご本人であることを証明する書類等が必要となります。
- ご契約および特約の終了
注意喚起情報のご説明の「7.解約・解除・失効等返れい金」(15～16ページ)をご参照ください。
- 被保険者が亡くなった場合
被保険者が亡くなった場合には、ご契約は終了し、返れい金をお支払いすることがあります。補償期間が長期にわたる商品ですので、被保険者のご家族または相続人となられる方に対し、万一の場合には、取扱代理店または当社までご連絡いただくようあらかじめご説明ください。

3. 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときには、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続について詳しくご案内いたします。
- 遅滞なくご連絡がなかった場合や書類に事実と異なることを記載したなどにより当社が損害を被ったときは、その損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金の請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次ページの「保険金の請求時にご提出いただく書類」のうち、当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。
・特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
・要介護状態等の内容または程度に応じて次表の書類以外のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金の請求時にご提出いただく書類

	書類の例
当社所定の保険金請求書	保険金請求書
当社が要介護状態等の発生有無、保険金をお支払いしない場合に該当する事実の有無、要介護状態等の程度を確認するために必要な書類	診断書、要介護状態報告書、 公的介護保険制度 の要介護認定等を証明する書類*、同意書等 *公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請書類(写)、要介護認定等の通知書等
被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証(写)、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、保険金の請求に関する事情報告書等

- 代理請求人制度
要介護状態となった場合等、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または**生計を共にする配偶者等**(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)が保険金の請求を行うことができます。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」
- 当社は、**保険金請求に必要な書類(注1)**をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)
(注1)「(3)保険金の請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。
(注2) 保険金をお支払いする事由の発生有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- 健康祝金は、特約保険期間が満了した日または所定の請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内にお支払いします。

4. 公的介護保険制度の改正等の場合の取扱い

保険期間の途中において、公的介護保険制度の改正等が行われた場合で、当社が保険金の支払事由に重大な影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て保険金の支払事由を変更する場合があります。

(注) 上記でいう公的介護保険制度とは平成24年3月時点の公的介護保険制度を指すものであり、将来、制度が変更された場合には上記表現が当てはまらなくなることがあります。

5. 個人情報の取扱いについて

保険申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

6. 主な保険金・特約一覧

ご契約の条件によってお支払いする主な保険金は次のとおりです。基本補償については介護基本保険金、介護一時金いずれか一方のみをセットすることも可能です。オプション補償については、「保険金の種類」欄に記載された特約をセットされた場合のみ保険金をお支払いします。なお、ご契約の内容は、普通保険約款およびセットされる特約によって定まります。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	介護基本保険金 ・介護特約	契約概要のご説明の「1. (2) 保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額」(11ページ)をご参照ください。		次のいずれかに該当する事由により生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 地震・噴火またはこれらによる津波 ● 戦争・暴動および核燃料物質・放射能による事故 ● 原因がいかなくとも、 頸(けい)部症候群 ・腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける 医学的他覚所見 のないもの ● 自動車等の無資格運転または 酒酔い運転 等 ● 麻薬・あへん・大麻または覚せい剤等の使用 ● アルコール依存・薬物依存または薬物乱用 ● 先天性異常 等
	介護一時金 ・介護特約			
オプション補償	継続介護支援保険金 ・継続介護支援保険金支払特約(介護特約用)	契約概要のご説明の「1. (3) セットできる主な特約およびその概要」(12ページ)をご参照ください。		[ご注意] 保険責任の始期(補償の開始時期)*1より前に発病した病気(発病時期は 医師の診断 *2によります。)または発生した事故によるケガによって保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがなくとも、 発病時期 が保険金をお支払いしません。ただし、保険責任の始期(補償の開始時期)*1から2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合には保険金をお支払いすることがあります。 *1 保険料をお払込みいただけなかったことにより 失効 した保険契約が復活した場合は「復活した時」とします。 *2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
	回復祝金 ・回復祝金支払特約(介護特約用)			
	軽度介護一時金 ・軽度介護一時金支払特約(介護特約用)			

青色の文字の用語については、**用語のご説明**(裏表紙)をご参照ください。

- その他の特約
その他の特約と内容は次のとおりです。

特約名	特約の説明
健康祝金支払特約(介護特約用)	介護基本保険金または介護一時金をお支払いする要介護状態が発生することなく、あらかじめ定めた期間(特約保険期間)が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合に保険契約者に健康祝金の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回に限りです。
支払限度期間設定特約(介護特約用)	介護基本保険金に支払限度期間(5年・10年)を設定します。

用語のご説明

用語	説明
④行 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が医師である場合は、これらの方以外の医師をいいます。
④行 解除	保険会社から保険契約を途中で終了させることをいいます。
解約	保険契約者から保険契約を途中で終了させる旨お申し出いただくことをいいます。
危険	保険金支払事由の原因の発生の可能性をいいます。
頭(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が危険に関する重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
④行 酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転することをいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
初回保険料	保険料を分割して払い込む場合の、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
生計を共にする	主に、同一人の収入により生活を維持している状態を指します。
④行 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、いずれも積立保険を含みます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
④行 認知症	正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
④行 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 *ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
被保険者	この保険契約により補償の対象となる方で、保険証券に記載された方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
復活	保険契約が失効した場合において、補償が再開することをいいます。
フランチャイズ期間	所定の要介護状態または軽度要介護状態が一定期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いしますが、その一定期間のことをいいます。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。
返れい金	ご契約の解約・解除時または失効時等に、保険会社から保険契約者にお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される要介護状態等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする方であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる方をいいます。
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。団体扱契約、集団扱契約の場合は、あらかじめ団体や集団との間で定められた所定の期日等によりします。

このパンフレットは、介護特約付健康長期保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。なお、ご不明の点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

当社について、もっとお知りになりたいときは!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

※ご契約者さま向けサービス お客さま **Web** サービスもこちらから

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&A INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

埼玉縣信用金庫
愛和商事株式会社



＜お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ＞

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さま（注1）は、お取扱いできる給付金額に制限があり、本商品では、L A・MA・NA各セットについて1口（注2）までお申込みいただけます。

①事業性ローンをご利用の企業（含代表者）・個人事業主の会員のお客さま

②事業性ローンをご利用の企業等（従業員20名以下）にお勤めの会員のお客さま

③事業性ローンをご利用の企業等（従業員21名以上）にお勤めのお客さま

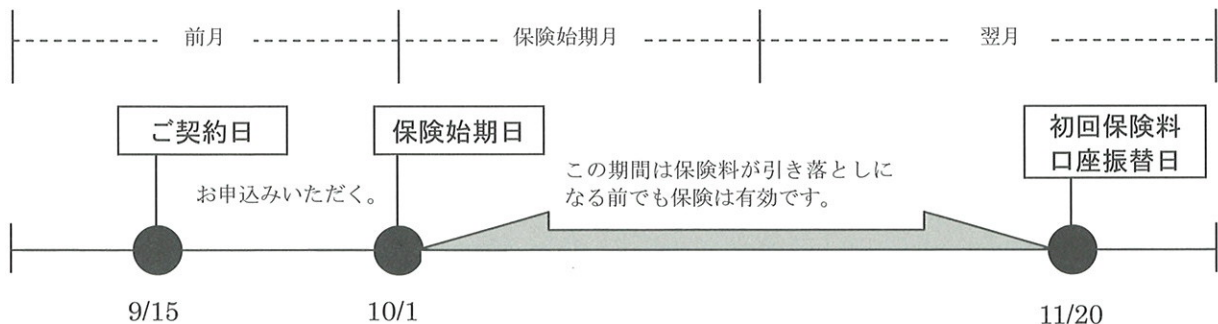
（注1）ご利用状況を別途確認させていただきます。

（注2）①②について、パンフレット裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にお申込みいただけません。また、当該信用金庫ですでに他のがん保険などをご契約されているお客さまにつきましては、上記セットにつきましても当該信用金庫からはお申込みいただけない場合があります。詳細は損害保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。

＜しんきんメンバーズ保険＞保険料のお支払い方法

ご契約に際してお支払いいただきます保険料は保険始期日の翌月20日（休日の場合は翌営業日）にご指定いただきました預金口座から自動引き落としをさせていただきます。

例



■上記例で11/20に引き落としできなかった場合、翌月の12/20に2回目の保険料とともに口座振替再請求を行います。

※全期前納払の場合は、ご契約日から保険始期日までの間に、保険料を所定の口座にお振込みいただきます。